

# 第6章

## 計画の推進体制



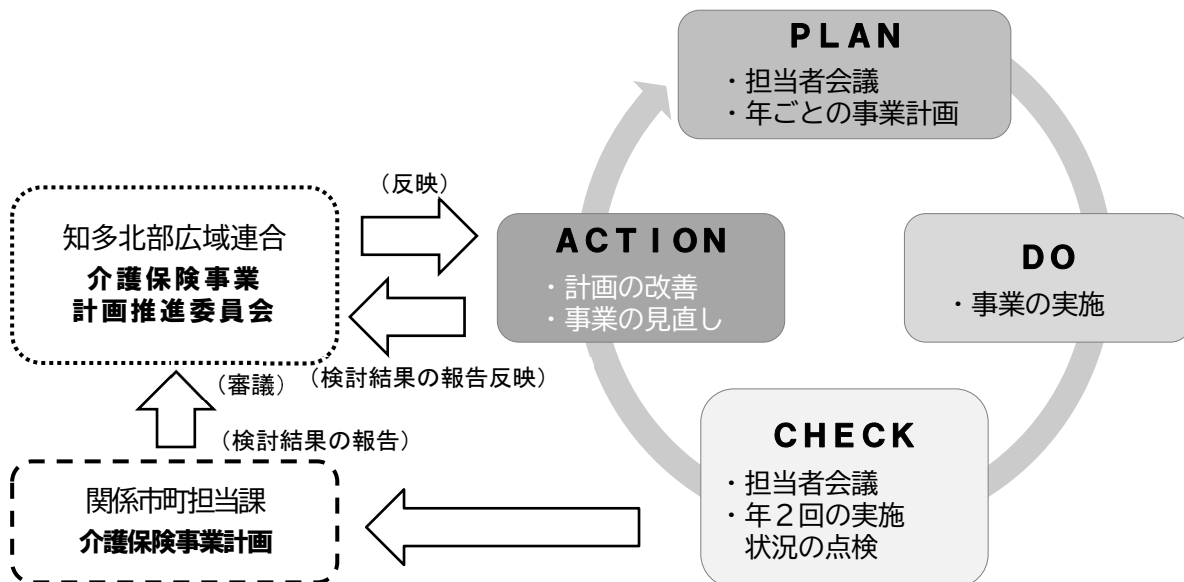
## 第6章 計画の推進体制

### 1 計画の推進

本計画は、保険者、関係市町、介護サービス事業者、保健・医療・福祉の関係機関、高齢者相談支援センターなどが連携・協力して推進します。

### 2 計画の進行管理

それぞれの施策を適切かつ効果的に実施し、必要に応じて随時見直しを行うために「知多北部広域連合介護保険事業計画推進委員会」において関係機関及び被保険者の代表として計画の進行管理を行います。



### 3 計画の見直し

介護保険事業計画は、3年ごとの計画期間で策定されるもので、この第8期介護保険事業計画では、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までを計画期間としています。しかし、計画期間中に介護保険法等の改正などにより、計画が現状と大きく乖離することが明らかとなったときは、必要に応じて、厚生労働省、愛知県及び介護保険事業計画推進委員会の意見をもとに、事業計画の見直しを行います。

また、令和5年度（2023年度）までの本計画期間中に、令和6年度（2024年度）から3年間の、次期計画となる第9期介護保険事業計画を策定します。

